

令和元年度第9回南部町農業委員会総会会議録

| | | | | | | |
|-----------------------|-----------------|---|-----|-----|-------|-----|
| 招集年月日 | 令和元年12月10日(火) | | | | | |
| 招集場所 | 南部町役場天萬庁舎2階 会議室 | | | | | |
| 開会時間 | 13時30分 | | | | | |
| 閉会時間 | 14時42分 | | | | | |
| 農業委員 出欠 | 番号 | 氏名 | 出・欠 | 番号 | 氏名 | 出・欠 |
| | 1番 | 市川 春樹 | 出席 | 5番 | 野口 孝志 | 出席 |
| | 2番 | 糸田 雅樹 | 出席 | 6番 | 竹内 友夏 | 出席 |
| | 3番 | 井上 雅夫 | 出席 | 7番 | 恩田 一秀 | 出席 |
| 農地利用最適 化推進委員 出欠 | 4番 | 庄倉 三保子 | 出席 | | | |
| | 8番 | 野口 龍馬 | 出席 | 14番 | 頼田 洋子 | 出席 |
| | 9番 | 遠藤 宏明 | 出席 | 15番 | 井上 武 | 出席 |
| | 10番 | 恩田 真季 | 出席 | 16番 | 田邊 元史 | 出席 |
| | 11番 | 林原 敏夫 | 欠席 | 17番 | 作野 英明 | 出席 |
| | 12番 | 池田 和雄 | 出席 | 18番 | 遠藤 健一 | 出席 |
| 議事録署名委員 | 10番 | 恩田 真季 | | 12番 | 池田 和雄 | |
| | 出席吏員 | 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田辺 操枝 小森 宏美 産業課課長補佐 本田 秀和 | | | | |
| 傍聴人 | | | | | | |

付議案件

| | |
|------|---|
| 議案番号 | 提出議案の題目 |
| 第1号 | 農用地利用集積計画案の決定について |
| 第2号 | 農用地利用配分計画案の意見照会について |
| 第3号 | B判定農地における特別委員会の判定結果について |
| 報告事項 | (1) 農業委員会改選スケジュールについて |
| その他 | (1) 令和2年作業標準賃金策定協議会の委員について (2) 活動報告(令和元年7月~12月)について (3) 令和元年台風第19号等災害義援金について (4) 令和元年度第10回南部町農業委員会総会日程 |

| | | |
|-----------------|-------|---|
| 日程及び提出 議案の題目 | (発言者) | |
| 1. 開会 | 局長補佐 | ただいまより、令和元年度第9回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は芝田局長が議会出席のため欠席です。代わりに私が務めさせていただきます。本日の欠席者は11番林原敏夫委員です。農業委員会等に関する法第27条及び農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。 |
| 2. 挨拶 | 会長 | —省略— |

| | | |
|-------------------------------------|------|--|
| | 局長補佐 | 農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。 |
| 3. 議事録署名委員及び書記の指名 | 議長 | 議事録署名委員は、10番 恩田真季委員、12番 池田和雄委員、書記につきましては田辺操枝書記をお願いします。 |
| 4. 議事 議案第1号 農用地利用集積計画案の決定について | 議長 | 『議案第1号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。 提案者より説明をお願いします。 |
| | 局長補佐 | 農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。 これについて説明いたします。 【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書4～5頁)】 整理番号 132番～149番 設定を受ける者： 11名 設定をする者： 17名 設定をする土地： 31筆 計 42,512㎡ [農地中間管理権を取得する場合] 整理番号 340番 設定を受ける者： 1名 設定をする者： 1名 設定をする土地： 1筆 計 2,967㎡ 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。 |
| | 議長 | ただ今説明がありました議案第1号につきまして、質疑を受けたいと思います。 ご異議ございませんか。 |
| | 田邊委員 | 新しく さんという方が利用権の設定をする者に上がっていますが、この方は と さんにそれぞれ貸出しておられますが、同じ方が別の方に貸し出された経緯を教えてください。 (田辺操枝事務員退室) |
| | 局長補佐 | さんは現在48歳でお仕事をお持ちです。 さんのお父様が平成11年に57歳で亡くなりました。お父様が亡くなられた後は、 さんには本業がありますので、保全管理を中心におられました。この度、 で という組織ができました。まず、 さんは さんに相談されました。この方は 地域の方で、 さんの一つ上の先輩です。 さんは 区域内で さんの圃場の近い所、今回議案に上がっている「 番」の筆の横並びで農地をお持ちで農業をしておられました。この 番は自分の圃場と近いので自分が受け持とうと言う事になったようです。ただその他の、今回上がっている 番の圃場につい |

| | | |
|-------------------------------------|------------|---|
| | | て自分は受けられないので、 に相談したらどうかとアドバイスをされたそうです。 さんから の 番について に話をした所、もすぐ近くで耕作をしていたと言う事で、 番を引き受けよう。と言う事になったそうです。使用貸借となっているのは圃場の状態があまり良くなく、排水の状態も悪いと言う事で、6年間の使用貸借でこの度合意をされたと言うのが経緯です。 |
| | 田邊委員 | 分かりました。もう一点お願いします。149番の さんの分です。この さんの田を更に3年契約で更新されたと言う事ですが、ご年齢が77歳と言う事で、きちんと耕作管理と圃場の管理維持ができるのか疑問があります。どういった判断だったか教えてください。 |
| | 議 長 | 私が説明させていただきますが、このような70歳、80歳の方が借りられるケースはあろう事だと思います。途中でリタイアされることも往々にして有ることと思います。現時点ではご本人同士が、田が荒れようが畦畔の草刈りをしまいが、そう言った事は覚悟のうえで双方で話をされていると思います。第三者が見てあの田は畦畔が荒れているとかいう判断があるかもしれませんが、当人同士が良く分かっていることです。3年間維持できず途中でリタイアされる場合については、その時に於いて合意解約をしていただいて、また地域の農業委員さんに一つ骨を折っていただきたいと思います。 |
| | 田邊委員 | 分かりました。 |
| | 議 長 | ご異議ございませんか。 |
| | 一 同 | なし。 |
| | 議 長 | 無いようですので、『議案第1号 農用地利用集積計画案の決定について』議決決定されました。 |
| 議案第2号 農用地利用配 分計画の意見 照会について | | (産業課 本田秀和課長補佐 小森宏美事務員入室) |
| | 議 長 | 田辺事務員に代わりまして、小森宏美事務員に書記を代わってもらいます。 議案第2号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。 提案者より説明を求めます。 |
| | 本田 課長補佐 | 農用地利用配分計画(案)の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読(議案書12～13頁)】。 |
| | 議 長 | 議案第2号につきまして提案者より説明がありました。質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。 |
| | 一 同 | 無し。 |
| | 議 長 | 無いようですので、議案第2号『農用地利用配分計画の意見照会について』は議決決定されました。 |
| | | (産業課 本田秀和課長補佐退室) |
| 議案第3号 B判定農地に おける特別委 員会の判定結 | 議 長 | 『議案第3号B判定農地における特別委員会の判定結果について』を上程致します。提案者説明をお願いします。 |
| | 局長補佐 | 別添の資料をご覧ください。特別委員会による現地確認資料です。本日現地確認に行った筆でございます。1～4番までは です。5～9番までが 地区内、10～15番が 地区、大きく3か所に分けて確 |

| | | |
|------------------------|------|---|
| 果について | | 認しました。 |
| | 議 長 | では、田邊元史委員ご説明をお願いします。 |
| | 田邊委員 | <p>本日 9 時より、恩田会長、市川委員、野口孝志委員、野口龍馬委員、頼田委員、田邊、井上武委員、亀尾局長補佐、小森事務員の 9 名で現地確認に行きました。</p> <p>まず、 の筆ですが霜が降る中での調査でした。 の 1～4 の筆ですが、国道の下にあたる場所で がありました。その下のカーブにさんと さんの田があります。 さんについては不在地主です。4.5 年前までは作っていましたが、今は作っていません。 さんの筆も 3、4 年前まで耕作していましたが、どちらも今は放置され荒れ放題です。</p> <p>の さんの 4 番の農地ですが、こちらは数年前に火事を起こしていて、その時は米子市や日野町や江府町からも消防車が出るなど大変な騒ぎになりました。今は笹やカヤが沢山生えていて、今後農地に復元するのは難しい状況です。次に 集落の筆ですが、7～9 番の筆は地目が畑ですが、竹が生い茂って誰がどう見ても完全に林の状況になっています。5、6 番の筆は木が何本も生えていて、こちらも農地に復元は不可能かと思われます。</p> <p>次は 集落の筆ですが、12 番以外の 10～15 番はすべて の筆です。この谷一帯でカヤや雑草が生えていて荒れています。ワイヤーメッシュで囲った跡はありますが、今ではカヤが生い茂っていて復元は不可能という判断で皆さんの意見が一致しました。</p> <p>先ほど会長も仰っていましたが、この谷一帯に森林組合と提携をして、クヌギやナラなど椎茸の原木になるようなものを植えた方が農地を復元するよりもかえって集落にとって有益ではないかと言う事で、会長から森林組合に話をしてもらって積極的に話を展開して頂きたいと思っています。判定としては、どの農地も誰が見ても復元は不可能だろうと言う事で B 判定となりました。報告は以上です。</p> |
| | 議 長 | 田辺委員さんから現地調査について説明がありました。このことについて質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。 |
| | 作野委員 | 今回の B 判定農地の総面積を教えてくださいませんか。 |
| | 議 長 | それぞれの面積が記載されているので合計していただければ分かると思います。 |
| | 作野委員 | 分かりました。 |
| | 議 長 | 他にはありませんか。 |
| | 庄倉委員 | 国道沿いの の 番の周りの 番と 番の土地は農地でしょうか。現在の状況を教えてください。 |
| | 局長補佐 | 番は原野で農地ではありませんでした。 番は農地ですが B 判定としての確認が出来ていないので今後の確認案件です。 |
| | 庄倉委員 | 分かりました。 |
| | | (田辺操枝事務員入室、小森宏美事務員退室) |
| | 議 長 | 他にはありませんか。 |
| | 一 同 | 無し。 |
| | 議 長 | 無いようですので『議案第 3 号 B 判定農地における特別委員会の判定結果について』原案通り議決承認されました。 |
| 5. 報告 (1) 農業委員会改選スケ | 議 長 | 『報告 (1) 農業委員会改選スケジュールについて』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。 |
| | 局長補佐 | 14 頁をご覧ください。農業委員会改選スケジュールについてご説明 |

| | | |
|---|-------------|--|
| <p>ジュールについて</p> | | <p>させていただきます。前回、前々回の総会で改選のスケジュールについてお話をしていましたが、本日は具体的な日程についてご説明させていただきます。南部町農業委員会からのお知らせとなっております。日付は令和2年2月20日付けです。</p> <p>農業委員会等に関する法律の改正により、公募しなければならないという事で町報または情報なんぶで広く公募します。人数は中立委員を含む7名です。任期は令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年です。身分は南部町の特別職の非常勤職員です。職務内容は現在と同じです。</p> <p>委員報酬は会長、職務代理、委員さんで記載の通りとなっております。推薦を受ける人及び応募する人の資格は町税の滞納が無いですか、破産宣告を受けて無い等あります。推薦および応募に係る手続き等ですが、申込書類は天萬庁舎の農業委員会事務局1箇所に置いてあります。こちらで申込書をとって頂いて推薦あるいはご自身で応募して頂ければと思います。添付書類は身分証明書、こちらは市町村で発行するもので、町民生活課で取って頂く必要があります。個人情報が含まれますのでご本人でなければ取得ができません。また、町税等滞納が無いかの確認を取りますので確認の同意書が必要になります。受付期間は令和2年3月23日まで、受付時間は平日8:30~17:15までとなっております。HPや令和2年2月20日の情報なんぶによって全戸にお知らせをいたします。受付期間は約1か月間設けるものと法令で決まっていますが、定数に満たなければ延長されます。他の市町村では延長されているようです。</p> <p>情報の公表も法令で謳われています。申込期間の中頃にどの程度申し込みがあったかをHPにて公開します。選定方法ですが、提出書類をもとに審査を行います。その結果を参考に町長が最終的に選考し、来年6月の定例議会で議会の同意をいただくという流れです。最終の結果は議会の同意を頂いた後に7月ごろに推薦者並びに候補者に通知を行います。来年の2月20日から公募を開始するという事で以上を報告をさせていただきます。</p> |
| | <p>議長</p> | <p>2月20日から3月には決まると言う事ですね。そして、最終的には7月に任命でしょうか。以前より早い時期に感じます。</p> |
| | <p>局長補佐</p> | <p>来年は町長、町議選がありますので、前回よりは前倒しで行います。地元にとってみると混同しますので、それを避けるためです。他の市町村は12月、1月から動き始めると聞いています。</p> |
| | <p>議長</p> | <p>分かりました。それではそろそろ地域振興協議会に説明に回らないといけないと思います。</p> |
| <p>6.その他 (1) 令和2年作業標準賃金策定協議会の委員について</p> | <p>議長</p> | <p>『その他(1) 令和2年作業標準賃金策定協議会の委員について』提案者より説明をお願いします。</p> |
| | <p>局長補佐</p> | <p>16ページをご覧ください。令和2年作業標準賃金策定協議会の委員についてとありますが、毎年1月にその年の作業賃金を決定しています。協議会規則によりまして、各委員さんに出て頂いております。法人枠ですが、去年は でしたが、今年は さんをお願いする考えです。農村振興公社から恩田真季委員までは昨年と変わりません。それぞれ任期が12月迄ですので、その時は新しい代表の方に入っていただくと言う説明をさせていただきます。なお、開催日は1月23日(木)10時を予定しております。委員の皆さんには事務局からまたご案内をする予定でお</p> |

| | | |
|--------------------------------------|------------|---|
| | | りますし、令和2年作業賃金についてのアンケートも同じようにさせて頂きたいと思います。 |
| | 議長 | この事について何かご質問はありますか。 |
| | 一同 | 異議なし。 |
| | 議長 | 無いようですので、このように進めさせていただきます。 |
| (2) 活動報告 (令和元年7月～12月)について | 議長 | 『その他(2)活動報告(令和元年7月～12月)について』提案者より説明をお願いします。 |
| | 局長補佐 | お手元に1枚もので農業委員会活動記録簿を配らせていただいております。1月～6月までご記入いただいておりますが、今度は7月～12月です。これから意向調査も始まりますので、書き込むことが増えるかと思いますが、記録いただきまして提出は1月の総会の時にお願ひできればと思います。日頃の活動についてご記入いただきますようお願いいたします。 |
| | 議長 | この事について何かご質問はありますか。 |
| | 一同 | 異議なし。 |
| | 議長 | 無いようですので、このように進めさせていただきます。 |
| (3) 令和元年 台風第19号 等災害義援金 について | 議長 | 『令和元年台風第19号等災害義援金について』提案者より説明をお願いします。 |
| | 局長補佐 | －省略－ |
| | 議長 | この事について何かご質問がある方はお願いします。 |
| | 遠藤健一 委員 | 昨年も寄付をした際は一括でやって頂いたと思いますが、これが公職選挙法に抵触するとかそういった事でやり方が変わったのですか。 |
| | 局長補佐 | 昨年も似たような寄付がありましたが、今回やり方が変わったのは公職選挙法に抵触するとか、そういった事ではありません。今回は個人でと言う事だったので、公職選挙法に抵触するとかそういう判断ではありません。勿論、去年も今回も抵触はしません。 |
| | 遠藤健一 委員 | 分かりました。 |
| | 議長 | この事について何かご質問はありますか。 |
| | 一同 | 異議なし。 |
| | 議長 | 無いようですので、次に進めます。 |
| 7. 令和元年度第10回農業委員会総会の日程について | 議長 | 令和元年度第9回南部町農業委員会総会は、令和2年1月9日(木)に開催します。 |
| 8. 閉会 | 議長 | これにて令和元年度第9回南部町農業委員会総会を閉会します。 |
| | 局長補佐 | 配布物について説明させていただきます。お手元にピンクとブルーのファイルがあると思います。皆さんに遊休農地のパトロールをしていただき、ご提出いただきましたが、次に意向調査をお願いします。中をめくると提出の締め切りが1月31日と記載がありますので、それまでに事務局まで提出をお願いします。黄色い所は事前に個別に説明させていただきます。手帳も新しくなります。めくって最初のカラーページは今お持ちの手帳の顔写真付きのものを差し替えて使っていただきたいと思います。 |